

やまがた健康づくり大賞授賞要綱

（目的）

第1条 やまがた健康づくり大賞は、健康づくりに積極的に取り組み、他の模範となる企業及び団体等を顕彰することにより、その功績等を称えとともに、その活動内容を広く紹介し、県民の健康づくりを推進することを目的とする。

（顕彰の種類及び対象）

第2条 顕彰の種類は、「健康経営部門」、「地域健康づくり部門」及び「減塩・ベジアップ推進部門」とし、対象者は、次に掲げるものとする。

（1）健康経営部門

従業員の健康の保持増進のために、創意工夫に富んだ特色ある健康づくりの取組みを継続的に実践している企業

（2）地域健康づくり部門

地域住民の健康の保持増進のために、創意工夫に富んだ特色ある健康づくりの取組みを継続的に実践している企業、団体等

（3）減塩・ベジアップ推進部門

県民の健康の保持増進のために、減塩促進・野菜摂取増加のいずれか又は両方につながる商品の開発、製造や販売、普及啓発の取組みを継続的に実践している企業、団体等

（候補者の募集方法）

第3条 候補者の募集方法は、自薦又は他薦による。

2 他薦の場合は、市町村、保健所、公益社団法人山形県栄養士会、全国健康保険協会山形支部、健康保険組合連合会山形連合会、山形県商工会議所連合会及び山形県商工会連合会からの推薦による。

（候補者の推薦）

第4条 推薦者は、顕彰の対象となる企業及び団体等があるときは、推薦調書（別紙様式1～3）に必要事項を記入し、添付書類を添えて推薦する。

（選考方法）

第5条 被顕彰者は、選考委員会の審査に基づき決定する。

2 選考委員会の運営及び審査方法等に関する事項は別に定める。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 25 日から施行する。